

平成23年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成24年1月13日（金）

午後3時00分～

府中市役所北庁舎5階 食堂横会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 会議の公開について

(3) 審議事項

市内に在住する60歳以上の高齢者の個人情報の警視庁府中警察署への外部提供について

4 その他

5 閉 会

23府政広発第37号

平成23年12月8日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 鹿島秀樹様

府中市長 野口忠直

個人情報の外部提供について（諮問）

警視庁府中警察署長から、高齢者に対する犯罪予防及び各種事件事故の未然防止を図るため、市内に在住する60歳以上の高齢者についての情報提供依頼を受けました。

市の実施機関以外の団体等への外部提供につきましては、府中市個人情報の保護に関する条例第14条第3項の各号に該当する場合以外には実施してはならないと定められております。

このたびの依頼につきましては、同条同項第5号に定められております、他の地方公共団体に提供するものですが、情報提供の対象となる人数が数万人に及ぶものであるため、事務に必要な限度と市において判断することが難しいことから、貴審議会に諮問をさせていただき、可否等についてご審議いただきたいと考えております。

つきましては、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第14条第3項第6号の規定により諮問する事務（外部提供の制限）

	個人情報を取り扱う事務の名称	外部提供の対象となる個人の範囲	外部提供する情報の内容	担当部課
1	住民基本台帳事務	市内に在住する60歳以上（昭和26年生まれ以降）の者	氏名、住所、生年月日、性別	市民生活部 総合窓口課

事 務 連 絡

平成23年11月8日

広 報 課 長

総 合 窓 口 課 長

府中市情報公開・個人情報保護審議会の開催について（依頼）

標記の件につきまして、別紙のとおり警視庁府中警察署長から高齢者に対する犯罪予防及び各種事件事故の未然防止を図るため、市内60歳以上高齢者の情報提供依頼がありました。

府中市個人情報の保護に関する条例第14条第1項及び第2項において、目的外利用及び外部提供について、制限されています。ただし、同条第3項第1号から第5号に該当する場合は、目的外利用等することができると規定されていますが、このたびの情報提供依頼が、この規定に該当する事案であるのか慎重に判断することが必要であると考えます。

つきましては、府中市個人情報の保護に関する条例第14条第3項第6号に基づき、目的外利用及び外部提供の制限について、府中市情報公開・個人情報保護審議会への諮問をお願いします。

総合窓口課

担当 榎本（内線2114）

府中、防第3278号

平成23年11月2日

府中市長
野口忠直殿

警視庁府中警察署
吉本



府中市内居住の高齢者データの提供依頼について

現在、府中市内において、高齢者を狙った振り込め詐欺が20件（被害額4,262万円）、ひったくりが18件発生するなど、増加傾向にあります。そこで高齢者に対する犯罪予防及び各種事件事故の未然防止を図り、「安全で安心して暮らせる府中」を実現するため、警察法2条に基づき下記のとおり、府中市内居住の高齢者データの提供をお願いいたします。

記

1 高齢者データ

府中市内に居住する60歳以上（昭和26年生まれ以降）の者
住所、氏名、生年月日、性別

2 活用内容

高齢者データに基づき、高齢者宅への巡回連絡等により、府中市内に居住する高齢者に対し、各種事件事故の情報提供や各種犯罪の予防、交通事故防止及び災害等に遭わないための指導助言等を実施するために活用します。

3 データの保管管理

府中警察署において、本データの保守管理についての規定を定め運用します。

府中市内居住者の高齢者データについて

1 必要性

市内居住の高齢者の方々が「振り込め詐欺及び交通事故等」の被害に遭われる割合が高いことから、犯罪の予防及び交通事故を始めとする各種事故防止のため、高齢者データに基づき指導助言等をする必要がある。

2 使用内容

高齢者データに基づき、高齢者宅への巡回連絡等により、府中市内に居住する高齢者に対し、各種事件事故の情報提供や各種犯罪の予防、交通事故防止及び災害等に遭わないためのに活用する。

3 管理体制

データの保守管理については、署内において使用・保管条件等についての規定を定め、データの流出や乱用防止を図り厳しく管理する。

4 その他

平成23年中

○ 振り込め詐欺

26件の被害発生の内、23件(87%)が60歳以上の高齢者

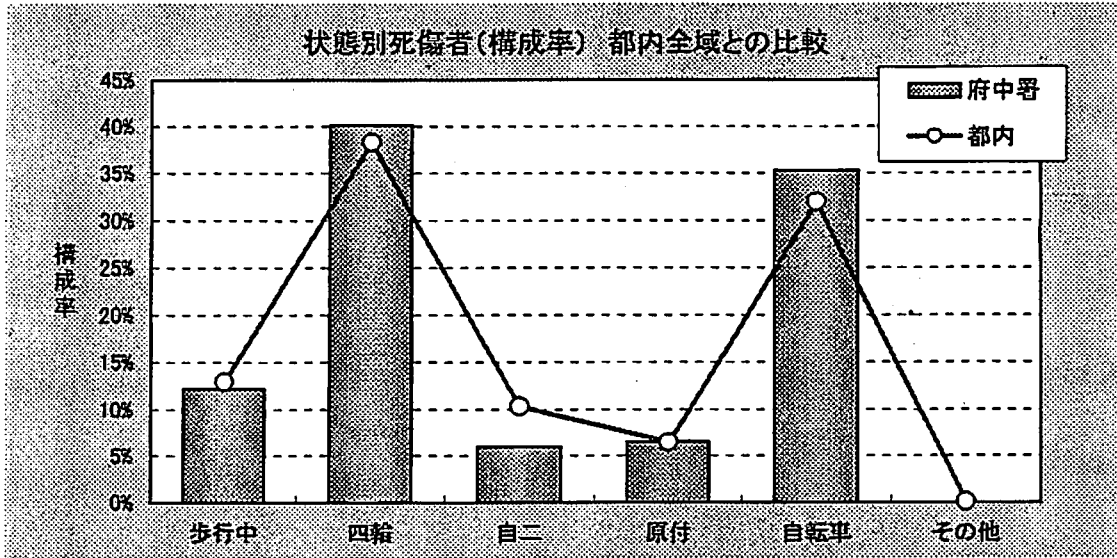
○ 交通事故

9件の死亡事故の内、6件(67%)が65歳以上の高齢者

2-4 状態別死傷者数 23年11月末

		歩行中	四輪	自二	原付	自転車	その他	計
死者	府中署	2	1		2	3		8
	八方面区内	12	2	6	4	7		31
	都内	88	18	44	13	31		194
負傷者	府中署	105	352	52	55	307		871
	八方面区内	1,119	2,903	663	564	3,346	2	8,597
	都内	6,811	20,183	5,478	3,363	16,845	25	52,705

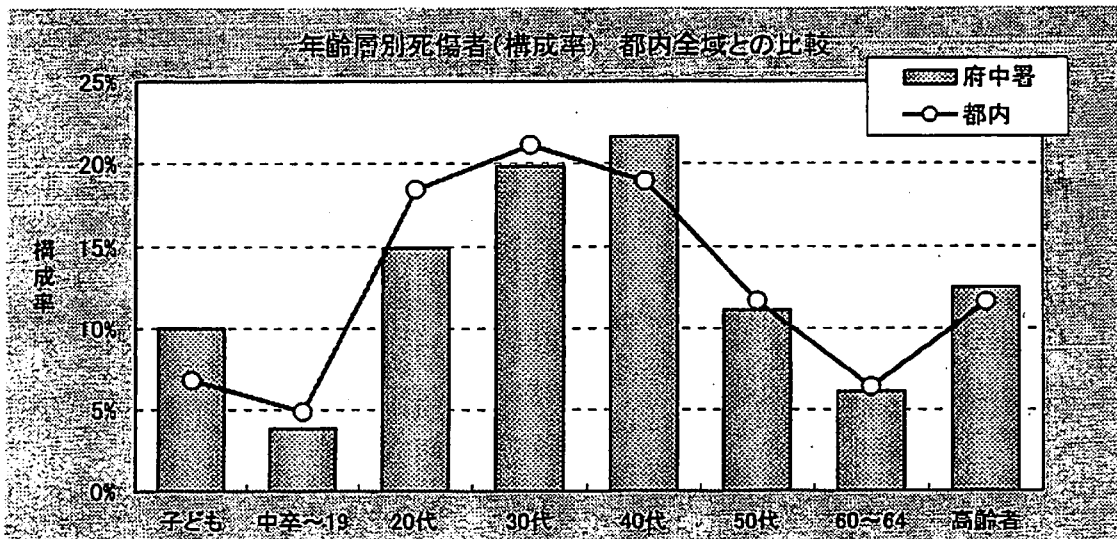
二輪車構成率	自転車構成率
25.0%	37.5%
32.3%	22.6%
29.4%	16.0%
12.3%	35.2%
14.3%	38.9%
16.8%	32.0%



2-5 年齢層別死傷者数 23年11月末

		子ども	中卒~19	20代	30代	40代	50代	60~64	高齢者	計
死者	府中署			1	1		1		5	8
	八方面区内	1	4	5	1		4	2	14	31
	都内	1	8	23	25	17	28	11	81	194
負傷者	府中署	88	34	130	173	190	97	54	105	871
	八方面区内	761	590	1,475	1,612	1,520	947	547	1,145	8,597
	都内	3,610	2,590	9,712	11,147	9,992	6,176	3,398	6,080	52,705

高齢者構成率
62.5%
45.2%
41.8%
12.1%
13.3%
11.5%



順番待ち列へ「ドーン」

ATMに車ガードレール押し倒す



軽乗用車が突っ込んだみずほ銀行武蔵野台駅前出張所

「ドーン」という音がして、と思った」。京王線武蔵野駅の一部が崩れてきたのか、台駅前のみずほ銀行出張所

に10日、軽乗用車が突っ込み、5人が重軽傷を負った事故。同駅前不動産産業を営む男性(72)は、事故当時の様子をこう語った。

男性によると、車は歩道のガードレールを押し倒し、現金自動預け払い機(ATM)コーナーの内部にまで入り込んでいた。うつぶせで倒れていた人もいて、近くにいた10人ほどで車を外に引っ張り出したという。

19番した近くの主婦戸井田まゆみさん(61)は事故当時、すぐ隣の三菱東京UFJ銀行のATMの順番待ちをしていた。みずほ銀行側でも3人が順番待ちをしていて、そこに車が猛スピードで突っ込んできたという。戸井田さんは「一瞬の間で、何が起ったのかと……」と驚いていた。この事故で、中いた男

性(70)が軽乗用車とATMの間で挟まれ、腰と足を骨折し、意識不明の重体となった。また出張所前の歩道にいた50、60歳の女性2人が右肩や足の骨を折る重傷、30歳の女性と女兒が頭などに軽傷を負った。

府中署は軽乗用車を運転していた府中市朝日町、無職白根実容疑者(80)を、自動車運転過失傷害の疑いで現行犯逮捕した。同署幹部によると、白根容疑者は「ブレーキとアクセルを踏み間違えた」と供述している。

白根容疑者は、京王線武蔵野台駅の改札を出てくる妻を南口付近で待っており、妻を見つけた乗せようとする車を発進したところ、事故を起こしたという。

東京新聞

ATMに車5人はねる

府中、1人重体

十日午後一時四十分ごろ、東京都府中市白糸台四のみずほ銀行の現金自動預け払い機(ATM)コーナーに軽乗用車が突っ込み、五人をはねた。このうち男性(60)がATMと車の間に挟まれて頭を強く打つなどして意識不明の



車が入り口へ突っ込み、壊れたATMコーナー

重体。五十、六十代の歳の女兒が頭にけがを負った。府中署は自動折、三十代の女性と三車運転過失傷害の疑い

で、軽乗用車の同市朝日町一、無職白根実容疑者(80)を現行犯逮捕した。「ブレーキとアクセルを踏み間違えた」と供述しているという。

現場は京王線武蔵野台駅南口ロータリーに面している。同署によると、白根容疑者は家族を迎えに来て車をいっただん止め、家族を見つけて近くに移動しようとしたという。

○府中市個人情報の保護に関する条例（抜粋）

平成15年6月20日

条例第8号

（目的外利用及び外部提供の制限）

第14条 実施機関は、第9条第1項の規定により届け出た事務の目的の範囲を超えた個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、市の実施機関以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 市の実施機関内で利用する場合、又は国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。